

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田2-8-11
評価実施期間	2024年 5月 14日 ~ 2025年 1月 23日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	グローバルキッズ コトニア西船橋園 グローバルキッズ コトニアニシフナバシエン		
所 在 地	〒 273-0036 千葉県船橋市東中山1-19-13		
交通手段	JR下総中山駅(総武線)より徒歩7分/JR西船橋駅より徒歩15分 京成東中山駅(京成線)より15分		
電 話	047-336-6661	FAX	047-318-3317
ホームページ	<a href="http://www.gkids.co.jp">http://www.gkids.co.jp</a>		
経 営 法 人	株式会社グローバルキッズ		
開設年月日	2016年 4月 1日		
併設しているサービス	AED設置 防犯カメラ設置		

(2) サービス内容

対象地域	船橋市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	14	14	14	14	15	80		
敷地面積	715.68㎡			保育面積		534.46㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	日々の健康観察 各種健診 身体測定								
食事	完全給食 食物アレルギー除去食の提供あり 午前おやつ(0~2歳):牛乳の提供/ 午後おやつ(0歳(完了期)~5歳児)通常おやつ								
利用時間	月曜~土曜 7:30~18:30(標準認定)/9:00~17:00(短時間認定) 延長保育 18:31~20:30(標準認定)/ 7:30~8:59, 17:01~20:30(短時間認定)								
休 日	日曜日 国民の休日 年末(12月29日~1月3日まで)								
地域との交流	世代間交流/近隣駅職員との交流会/お米マイスターによる食育(お米) 実習生・ボランティアの受け入れ/子育て支援事業								
保護者会活動	保護者懇談会 年2回 各クラスにて実施 運営委員の実施(園児保護者代表3名・外部委員・園長・会社本部)年2回								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	19	1	20	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	19	1	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1	0	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	船橋市市役所ホームページに手空き状況を確認の上、船橋市役所保育入園課までお申し出下さい。	
申請窓口開設時間	平日9:00～17:00 土曜日・日曜日・祝休日・12月29日から1月3日を除く	
申請時注意事項	船橋市役所保育入園課までお問合せ下さい。 園見学は必須となります。	
サービス決定までの時間	入園決定者には保育実施希望日の前月中旬ごろ、船橋市役所保育入園課より、通知・連絡があります。その後、保育園にて面談を予定しています。	
入所相談	空き状況については、船橋市役所保育入園課までお問合せ下さい。園生活に関するご相談や入園前の園見学については、保育園までお問合せいただくか、ホームページの園見学予約フォームよりご予約下さい。	
利用料金	船橋市の基準により、世帯の所得税や市民税の課税額等によってきめられます。	
食事料金	副食費(3歳～5歳児)：4500円	
苦情対応	窓口設置	有り
	第三者委員の設置	有り

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>「子ども達の未来のために豊かに生きる力を育てる」 豊かに生きる力を育てる為に子どもを中心にした保育が最も大切であると心得、職員、親子と地域に最も信頼される存在になり、子ども達の育ちの社会インフラになることを目指してします。輝いた大人を魅せることで実践によって大人になっても夢や希望がある事を伝え、「感謝の心」「学ぶ姿勢」といった社会における「生きる力」の基礎を育てていく事を使命としています。保育園における保育方針・目標は、保育所保育指針に依拠しており、内容については、子どもを中心にした保育の実践・保育の組み立てをしていく事を念頭におき、常に保育を展開しています。各々の家庭や園児に考慮しつつ、分け隔てなく保育を行い、個々の発達を踏まえた遊びの展開や関わりをしていくための工夫を園全体で考えるチーム保育も行っていきます。 また、コトニアのコンセプト=子どもとシニアの融合の下、世代間交流を通して、人を敬う気持ち・人の温かさに触れる事で心の成長につながりつつ、家庭的な雰囲気をもった保育園を目指しています。</p>
<p>特 徴</p>	<p>子ども達一人ひとりに寄り添った声掛けや関わりをするようにしています。 乳児クラスは担当制保育を実施しています。一人ひとりの発達に応じた保育を進めています。特に食事、排泄、おむつ替えや着替えなどの育児は、子どもが保育者と協力しながら、少しずつ子どもが自立して行えるように援助し一人ひとりきめ細かくみていき、安心して安全な心地よい空間・環境の中でゆったりと過ごしていくようにしています。 幼児クラスは、課業を行っています。自由遊びの中だけでは経験できない活動を子どもの発達段階に応じて必要な経験ができるように保育者が計画的に行う活動で、体育、数、文学、わらべうた、環境認識、美術があります。遊びながら子どもの体験や情緒を豊かにし、また知識を高め、工夫したり考えたりすることにつなげるようにしています。 世代間交流や地域交流を積極的に行う中、経験を通して心の成長を豊かにしていく活動を取り入れています。 また、近隣の子育て家庭を募って子育て支援講座を行い、保育園に来園し気軽に悩みを相談ができる時間を設けています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR総武線の高架下にある保育園です。アクセスでは、総武線の下総中山駅から徒歩7分。西船橋駅からは徒歩15分、京成線の東中山駅から徒歩5分程です。</li> <li>・近隣の方々との交流も盛んで、隣接する高齢者施設とは触れ合い遊びを行ったり、イベントでは、一緒に交流したり、お餅つきではどんど焼きのお団子を一緒に作ったりして色々な経験をする事ができる中、敬う気持ちや心の育ちにつながるよう保育の工夫をしています。また、近隣のご家庭からたけのこから大きくなるまでの過程をみせてもらい、大きくなった笹を切って七夕の飾りつけを近隣の方と一緒にしたりしています。</li> <li>・自分たちが食べているお米ができるまでの生長を見たり、実際に苗を育てたりしてお米の食べ比べをしたり食育活動も盛んです。</li> <li>・担当制保育で丁寧に一人ひとりの育ちに関わり、課業では経験を沢山積む中で、友だちと協働したり共に話あったり、学びを深められる環境を作ることでもっとやりたいという自主性を尊重した保育を展開しています。</li> <li>・給食は完全給食です。食育活動を通じて食への興味・関心を高めつつ、量や食べやすさ等個々に合わせた食事の提供によって色々な食材を自分から口にすることもできています。</li> <li>・子育て支援や子育ての悩みを相談できる機会を作ること、子どもの育ちやかかわり方等を伝えたり一緒に考える場があります。職員も、専門性を活かすだけでなく、社会の動向や、子どもたちの発達に対しての研修をし、常に自己研鑽と向上心を持ち保育に臨んでいます。</li> </ul>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p><b>○担当制や課業を導入し、子どもが安心して主体的に遊びや生活を展開できるように職員は関わっています</b></p> <p>0～2歳児は担当制を取り入れ、保育士ごとに担当する子どもを決め、同じ保育士が食事や排泄、睡眠などの生活に関わる援助に携わっています。一人ひとりの子どもとの信頼関係を構築することや一人ひとりの育ちを大切に、それぞれの発達や生活リズムに合わせた保育を行い、子どもが安心して遊びや生活が展開できるように保育士は関わっています。3～5歳児は課業を導入し、リズム遊び、体操、わらべうた、数量認識、生活環境認識、文学、描画に分けてプログラムを組んで取り組んでいます。職員は何かを教えるのではなく、子どもたちの体験や経験を積み重ねることで子どもたちの遊びが豊かに広がっていくよう、子どもの気づきや考えを促すよう関わっています。今年度は5歳児が「海の生き物」をテーマに話し合いや製作などを積み重ね、イルカショーやペンギンショーなどの水族館を園内で再現し、園全体で水族館ごっこを楽しみました。子どもが主体的に話し合い、子どもの意見を取り入れ遊びを展開したことにより、子どもたちの探究心や達成感、さまざまな人との関わりが深まる機会につながっています。</p>
<p><b>○看護師、栄養士、保育士など専門職が連携して保育を行っています</b></p> <p>看護師が中心となり子どもに対して手洗い指導や咳エチケット指導、うがい指導などを実施しています。職員に対しては心肺蘇生法やアナフィラキシー症状に対する補助治療剤の使用方法などの園内研修を実施しています。保育中に子どもがけがや発熱した際は看護師に報告し、状況に合った処置を行っています。また、栄養士が中心となり食育計画を作成し、さまざまな食育活動を行っています。十五夜では栄養士が紙芝居や絵本を読むなど工夫して行事の由来について子どもに伝えたり、当番活動として子どもと一緒に毎日の献立の食品群や産地を調べたりしています。食事中は子どもの喫食状況を給食職員が見回っています。日常的に看護師、栄養士、保育士が子どもに関わり、専門的分野を活かしながら連携して保育を行っています。</p>
<p><b>○異年齢交流や地域交流など、子どもがさまざまな人と触れ合う機会がたくさんあります</b></p> <p>朝、夕の時間は異年齢保育を行っています。異年齢と一緒に散歩に出かける機会を作るほか、月1回「縦割りDay」という活動を行い、3～5歳児による異年齢グループで製作活動をしたり遊んだりしています。異年齢の関わりにより、年上の子が年下の子に優しく接したり、年下の子が年上の子に憧れの気持ちを持つなどの姿につながっています。隣接する高齢者施設とは、手遊びやゲームを一緒に行うなど交流の機会があります。また、合同の避難訓練や不審者訓練も実施しています。近隣の自動車販売店や最寄駅の駅員との交流もあり、子どもがさまざまな仕事への興味・関心を持つきっかけとなっています。地域の人にたけのこを見せてもらう機会もあります。このように、子どもたちは園内外でさまざまな人と触れ合う機会があり、興味・関心や人との関わりを深めています。</p>

さらに取り組みが望まれるところ

●保護者の養育力向上に資する取り組みの更なる充実を検討してはいかがでしょうか

園では、保護者の気持ちを受け止め、子どもの様子について情報共有するなど家庭と連携し、相互の信頼関係を築く取り組みを大切にしています。また保護者会などで発達についての話をするなど保護者の養育力向上の取り組みを進めています。施設長は今後更にこれらの取り組みを充実に向け検討していますが、保護者から保育に関する知識を学ぶ機会があるとよいとの声も出されていることも勘案し、月齢、年齢ごとの子どもの発達の特徴や地域支援で行っている離乳食講座、感触遊びなどの育児講座や、降園時、短時間に保護者同士が交流できる場を提供するなど検討してはいかがでしょうか。

●更なる保育技術力向上の施策を職員の声を活かしながら検討をすすめてはいかがでしょうか

子どもの主体性を尊重した保育を進めるため、それぞれの職員の保育の様子をビデオで撮影して、どうしたらこのような保育ができるかを学び合っています。1、2週間の期間に限って他のクラスに入るシャッフル保育を行うことでも、職員同士が学び合っています。自らの保育技術や保育内容の向上の意欲を引き出すよう、さまざまな工夫をしています。今後も職員の意見も活かしながら、更なる保育技術の向上にむけ検討をすすめてはいかがでしょうか。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

自園の保育や運営について客観的にとらえる事が出来ました。  
保育内容について今まで、丁寧に進めてきた事が形になってきていることについて保護者からも評価されている事が結果としてわかり更なる高みを目指してチーム保育の実践をしていきたいと思えます。  
今後も子どもの人権擁護の観点や保護者対応についても学びを深め、専門性を高め保育の質の向上を図っていきます。  
職員がアイデアや意見を出して主体的に取り組めるよう事業計画の立案をしていきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4			0		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3			0		
5 安全管理	子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0		
		28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
		29 食育の推進に努めている。	5	0		
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
6 地域	食育の推進	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				136	0	

## 保育所等項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園の理念は、「豊かに『生きる力』を育てる」とし、保育目標に「他児への思いやりと自己肯定感を持てる子」「自発的行動がとれる子」「心身共に豊かな子」を掲げています。児童福祉法は児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神に基づいて作られていますが、園の理念などは、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などの4つの権利や差別の禁止、生命、生存および発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重などの4つの原則を踏まえて作成しています。園の理念、保育目標、保育方針は、ホームページに掲載し、園のパンフレット、「ご利用案内」(入園案内)や重要事項説明書、事業計画、全体的な計画などに明記しています。園では豊かに生きる子どもの力を育てるためには子どもを中心にした保育が最も大切と職員間で話し合い、子どもの主体性を大切にした保育を進めています。こうした保育を進めるため、「私たちが大切にしていること」の中で、子どもの発達の道筋を理論的に理解しながら保育実践をするとし、一人ひとりの子どもの個性を受け止め、それにあった環境を整え、働きかけていくことを掲げています。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>全職員に配付している「保育者実践ガイドブック」や「グローバルキッズ保育」に理念や保育方針、保育目標を明記しています。これらを使い、採用時の本社研修で、理念、保育方針などについて理解を促しています。保育所保育指針の「10の姿」などとともに理念・保育目標を事務室前の廊下に掲示しています。職員が自らの保育をチェックするコンプライアンスブックにも理念などを掲載し、職員は自分の保育について日々振り返っています。また、職員会議やクラス会議の中でも読み合わせを行い、保育実践を話し合う時間を作り、子どもの自主性や主体性、自立を大切にした保育について振り返りを行う中で、保育方針や保育目標の理解を深めています。年1回、「保育士の自己評価」で自らの保育を振り返り、反省内容を次年度に活かしています。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前の説明会で、園の理念・方針を掲載した重要事項説明書と「ご利用案内」(入園案内)を保護者に配付したうえで、理念、保育方針を丁寧に説明し、内容を理解したことを確認する同意書を提出してもらいます。年2回開催する保護者会や保護者代表がメンバーの運営委員会などでは、保護者と直接話し、子ども一人ひとりの成長に即した保育についての考え方を説明しています。理念、保育方針、保育目標は園の廊下に掲示し、朝夕の送り迎えの時間に保護者が確認できるようにしています。また、毎月の「えんだより」にクラスごとの「今月の目標」を掲載し、理念や保育目標を具体化した内容について保護者に伝えています。登降園時の保護者との会話でも子どもの園での様子や成長過程について話をし、家庭と連携できるようにしています。必要な場合は、保護者に声かけをしたり、保護者の相談にも応じ、睡眠時間や離乳食などの助言を行うなど、保護者を支援しています。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>2023年～2025年までの「中期計画」の危機管理の徹底、行事見直しと保育の質の向上、職員の連携などの計画をもとに、事業計画でも重点として安全訓練計画などによる非常時の備え、保育内容の充実、職員のチームワークの向上などを挙げ、これらを含む毎年の事業計画を作成しています。事業計画は前年度の反省をまとめた事業報告に基づいて作成しています。事業計画は実施状況の評価ができるよう、事業報告と基本的に同じ内容とし、安全訓練計画では関連する災害訓練を定期的に行うこと、気になる子どもの個別指導計画は期ごとに見直しする、ドキュメンテーションの活用で保育を振り返る機会を作る、コミュニケーションやチームワークの研修を年1回受講するなど、事業計画に基づいた保育実践を具体的に評価できるよう配慮しています。株式会社が運営する保育所は市の園長会の参加対象外となっているため、市の担当部署や運営法人などから、保育士確保の状況や地域の子どもの減少傾向やなどの動向などを把握しています。また、見学者や運営委員会などから子育て支援、育児相談、育児講座などの地域の福祉ニーズについても把握しています。把握した内外の事業環境から、地域の子育て支援活動「すくすくひろばげんきっこクラブ」の年間計画に離乳食講座、わらべうた・絵本、感触遊びを具体化しています。保育の質の向上の反省では、今年度は特に、子どもの発達に合わせた保育室の環境設定を挙げています。</p>	

5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画は中期計画をもとに、運営委員会や日々の保護者とのコミュニケーションから得た保護者の意向や要望、職員会議、リーダー会議(施設長、主任、幼児・乳児の各リーダー、場合によって栄養士も参加)などから得た職員の意見を把握し、事業計画に反映しています。そのうえで年度末に事業計画は施設長が案を作成し、主任の意見も反映させたいでリーダー会議で確認し、最終的には施設長が判断して策定します。事業計画の進捗は、月2回開催する職員会議で確認し、着実な実行に取り組んでいます。保育目標の到達状況の振り返りをして反省も行って次年度に活かしています。事業計画の進捗状況に基づき、事業報告の内容を整理し、職員の意見を踏まえて4月に事業報告を作成します。事業計画、事業報告は職員会議で概要を報告し、全職員に回覧し全職員が確認の押印をします。最終的には事務所に設置し、職員はいつでも見て再確認することができるようになっています。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</li> <li>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>運営規程に、施設長は園の業務を統括することが明示されています。施設長は権限に基づき事業計画を全職員に示し、方針が確実に実行されるよう職員会議、リーダー会議(施設長、主任、乳児リーダー、幼児リーダーなど)など各種会議を組織しています。また、業務分担表、行事担当表、係活動実施計画を明示し、方針を実践するための指導力を発揮しています。日常業務における方針の周知徹底、業務指示や人事労務管理も担っています。対外的には市や運営法人との連絡調整業務も担うなど園運営をリードしています。職員が受け身でなく主体的に課題に取り組めるよう、1on1(ワンオンワン)という施設長面談や日常的な声かけを行い、相談にもなっています。子どもが豊かに遊びを展開できるよう、クラスの運営、保育室などの環境設定では、職員の意見や提案を活かしています。研修では、内部研修を毎月実施するとともに、外部研修も全職員が毎年必ず参加できるよう配慮しています。仕事に活かされる場合は職員希望の研修でも参加費、交通費を保障します。全職員が事前に年度目標や自己評価などを記入した自己評価票に基づき、施設長面談を行い、本人の要望などを把握するとともに、目標の達成度や評価者の評価と自己評価が一致するよう話し合い、人事考課につなげています。施設長、主任は日々の業務や面接で声かけをしたり、悩みの相談も行うなど良好な人間関係づくりに努めています。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>運営法人で作成したコンプライアンスブックの「行動規範」の項目には、法令遵守、社会規範、虐待防止などが記載され倫理にしたがって行動することが掲げられています。このコンプライアンスブックは全職員に配付されています。就業規則にも守秘義務と個人情報保護することが明記されています。保育団体の倫理綱領に基づく、人権チェックリストを使い、全職員が自らの保育について振り返りをしています。このチェックリストには児童福祉法、保育所保育指針などについても遵守がうたわれています。コンプライアンスブックの内容は入社時の法人研修で全職員に周知徹底しています。また施設長が受講したハラスメント研修や虐待防止の研修内容、着替えや排泄の際の羞恥心にも配慮したプライバシー保護の考え方について職員会議で周知しています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>全職員に配付している「保育基本マニュアル」に園の人材像を掲げ、人材像に基づいた人材の育成・定着・育成の方針を明文化しています。職務権限は法人の運営規程集に施設長、主任、保育士、栄養士、看護師などの、それぞれの職務権限を明確にしています。「成長支援制度」には保育、看護、栄養などの職種別にR1(新人)～R6(管理職)のグレード基準が設けられ、グレードごとに職責・組織力と専門技術力の職能が定義され、これとは別にSTATという安全確保に関する姿勢や実践、コミュニケーション力、能動性、周りの職員へのリスペクトなどの姿勢の基準を設け、これらと職員の自己評価に基づいて人事考課が行われています。「成長支援制度」は全職員に配付され、内容の説明も行われ透明性が確保されています。職員は自己評価に基づき施設長面談を行い、目標の確認及び目標の達成度が施設長の評価と職員の自己評価が納得し一致するよう話し合い、年度末に評価結果を施設長面談で職員ごとに説明します。評価の基準はS、A～Dの5段階で、その結果は賞与に連動します。</p>		

9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>有給休暇の取得率や時間外労働のデータは毎月施設長、主任が把握し、把握した各職員のデータは法人にも送られます。有給休暇取得では、計画有給、アンバーサーリー休暇、いつでも休暇など、職員は年度初めに取得したい日を表に書き込み、希望日に取れるようにするほか、シフト配置も含め偏りが生まれないように調整しています。月単位の变形労働制により残業は基本的に発生しませんが、アプリによって各職員ごとに有給休暇の取得率や時間外データが伝えられる仕組みがあり、有給取得や残業を減らすよう促す仕組みになっています。結婚や出産予定の職員には結婚休暇、産休制度、育休制度を職員に説明し、休暇を取りやすい環境を整えています。施設長、主任、クラスリーダーが日常的に声かけを行うとともに、必要に応じた面談を行って職員が相談しやすい職場環境作りを心がけています。福利厚生事業では園の慶弔金規程のほか、インフルエンザ予防接種の全額補助などを行っています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入社から4年間位を見通した人材育成計画である「成長支援制度」を定めています。この「成長支援制度」には保育、看護、栄養などの職種別にR1～R6のグレード別に獲得すべき管理能力、専門技術能力、資格、経歴、職務基準や評価基準を明記しています。この職務基準や評価基準をもとに、職員は年間目標を申告し、その到達についての自己評価に基づき施設長面談を行います。目標及び目標の達成度が施設長の評価と職員の自己評価が相互に納得し一致するよう話し合います。施設長は面談で職員の職務への希望や課題を把握し、職員ごとの課題に基づいた「職員研修受講計画」(個別の年間研修計画)を整備しています。職員は計画に基づき、担当制保育、年齢ごとの保育、健康管理、管理者研修など全職員が年2、3回の外部研修を受講しています。新人職員にはOJTを行う仕組みがありますが、職員の定着率が高いため、ここ数年は新規採用を行う必要がなく新入職員がいません。主任には施設長業務を覚えてもらうため、会議運営などのOJT研修を行っています。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人には子どもを尊重し基本的人権に配慮した保育を進めるため、人権保育委員会が設けられ、施設長はその地域ブロックの委員を担っています。職員は、職員の行動規範やコンプライアンスなどの法人研修の中で、児童福祉法や子どもの最善の利益の尊重、虐待・酷使・放任その他不当な取り扱いから守られることなどを明示した児童憲章について学んでいます。また日常の業務でも、児童福祉法や保育所保育指針の視点を反映した園の行動規範にしたがって行動し、人権保育について考える、法人の保育ガイドラインの理解などのテーマで園内研修を行っています。保育団体の倫理綱領の人権擁護のチェックリストを使い、自己チェックや職員同士で確認し合い、子どもの意思を尊重した保育にあたっています。虐待防止マニュアルに基づき、日常の保育で注意を払いつつ、虐待が疑われる場合には、市の家庭児童相談室や児童相談所に連絡・相談できるよう日常的に担当者で連絡を取り合う体制を整備しています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園から保護者に配付する「保育園の個人情報の取り扱いについて」では、保護者へのサービス提供の向上と緊急時の対応のために連絡をとることを目的とすること、及び保護者から求めがある場合は情報を開示することが明示されています。運営法人のプライバシーポリシー(個人情報保護方針)はホームページに掲載し、同様の内容をより詳細に掲載しています。入園時に園の利用案内や重要事項説明書を利用者に説明する際に、個人情報保護方針についての詳しい内容を口頭で説明しています。実習生、ボランティアや職員からは、個人情報を保護することや守秘義務を守ることを周知したうえで、それらについての同意書を提出してもらっています。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者の満足度は行事アンケートなどの際に園への要望の欄を設け、そこに記入されている内容やご意見箱、運営委員会、保護者との日常会話の中で把握しています。また、連絡帳に記載された内容で改善が必要なものは職員会議で対応について話し合います。そこでの内容は玄関に掲示したり、保育アプリでも保護者に配信したりして、速やかに返答するようにしています。また保護者が相談しやすいように声かけをしたり個別の相談に応じています。子どもの発達に関する相談では、専門的視点でアドバイスをしています。運営委員会からの意見などは議事録に掲載し、保護者の全世帯に配付しています。相談内容については「個別面談」ファイルに記録しています。</p>		

14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園説明会で保護者に配付している重要事項説明書の「保育園に関する相談・苦情の受付」欄で相談・苦情解決責任者(苦情解決責任者)、相談・苦情受付担当(苦情受付担当者)、第三者委員の各氏名と電話番号が明示されているほか、本部の相談・苦情解決担当、市の苦情相談窓口も明記されています。その他、「保育園に関する苦情・相談窓口」の一覧表を玄関に掲示し、保護者が確認できるようにしています。苦情や意見があった場合には「ご意見・ご要望・報告書」に記入され、苦情解決マニュアルの「ご意見フロー」に沿って、苦情への対応、原因究明、再発防止、記録などが行われます。その内容は職員会議で共有し組織的に対応しています。「今年は猛暑のため夏まつりの実施時期を変更しては」との意見に関しては、職員会議で話し合い、夏まつりを秋に行うこととし、保護者にも報告し説明しています。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園は毎年、保育園の質について「園の自己評価」を実施しています。自己評価は、理念・保育方針の理解、保育所保育指針の理解、環境の構成、健康・安全への配慮、園児の読み取りと理解、地域や保護者から信頼など16分野73項目の内容からなり、保育の質を総合的に評価するようになってきました。自己評価は施設長が自己評価の案を作成し、職員会議で話し合ったうえで施設長が決定し、保護者には運営委員会で説明するとともに、園だよりなどで伝えています。園の自己評価を活用し、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育や子どもの主体性を大切にしたい保育、保護者支援など、園の問題点や課題を職員会議で話し合い、保育の質向上につなげています。また、福祉サービス第三者評価の結果については、保護者が必ず目にする廊下に掲示し、玄関の保護者閲覧用ファイルに綴じて保護者がいつでも見られるようにし、運営委員会や保護者懇談会などの中でも説明しています。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育基本マニュアルをはじめ、保健衛生、給食、危機管理、事故防止、防犯、散歩などのマニュアルを作成しており、業務の基本や手順が明確になっています。マニュアルは事務所に保管しており、職員が必要な時にいつでも確認することができます。マニュアルは本社が作成したものを見直し、園独自のマニュアルに整備しています。特に有事の際の基本的な手順はアクションカードとしてラミネートしすぐに活用できるようにクラスに掲示しています。職員会議にてテーマを設け、マニュアルの読み合わせを行い、適宜内容の見直しを行っています。嘔吐処理や誤飲・誤嚥時の対応やアレルギーのある子どもへの対応など全職員が実践できるよう、施設長や主任、看護師が中心となり園内研修を実施しています。散歩マニュアルはお散歩マップとして玄関に掲示するとともに、散歩先までの道順や危険箇所など書き込んだものを職員で作成し、印刷して保護者にも配布しています。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>ホームページの園見学・説明会の文字をクリックすると、園見学の予約画面に切り替わり、予約可能な日時を確認し予約することが可能です。電話での問い合わせが多いため、電話にてホームページから予約する方法について知らせています。ホームページにて園の環境や入園の際に必要な物などを、動画でわかりやすく紹介しています。そのほか保育目標や保育方針、1日の流れや1年の行事、園の取り組みやグローバルキッズが大切にしていること、開所時間や定員などの情報を確認することができます。問い合わせや見学には主に施設長が対応しています。見学の際は、パンフレットの内容を説明しながら園内見学を行い、個別の質問や相談に応じています。特に質問が多い慣れ保育や持ち物についてなど、詳しく説明しています。離乳食の進め方など育児に関する相談にも応じています。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園が決定した際は、全体説明会と個別面談を行っています。全体説明会では重要事項説明書やご利用案内に沿って園の決まりを施設長が説明しています。離乳食使用食材一覧表の記入方法や離乳食献立表チェックの仕方はドキュメントを投影して保護者にわかりやすく説明しています。入園に必要な持ち物についてはホームページの動画でも確認することができるよう工夫しています。重要事項説明書の内容について、目次ごとのチェックにより保護者に同意を得ています。また、園周辺での交通マナーの約束事や個人情報取り扱いについても説明し、同意書の同意を得ています。説明後は保護者が記入した「児童票」や「入園までの生活状況」を基に面談を実施し、面談の内容は面談シートに記録し、職員間で共有しています。</p>		

19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■ 全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は養護と教育を一体的に捉え、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえ作成しています。保育理念を「豊かに生きる力を育てる」と掲げ、保育目標や保育方針、年齢別の保育目標、目指す保育のポイント、地域との関わり、食育や長時間にわたる保育などが組み込まれて作成されています。特色ある保育として高齢者施設との交流や幼児の縦割り保育の実施などを組み込み、核家族家庭が多いことや近隣に高齢者施設がある環境ということなど、家庭や地域の実態を考慮して作成されています。全体的な計画を作成することは、保育者の成長や子どもたちに寄り添った保育の実現につながると考え、保育者全員で作成し、振り返りを行っています。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画に基づき、年齢ごとに年間保育指導計画や月間保育指導計画、週案を作成しています。3歳未満児や配慮が必要な子どもに対しては、月間個人計画・経過記録を作成し、ねらいや予測される子どもの姿、環境や配慮について明記し、経過記録は子どもの生活や遊びの姿を記録しています。0歳児や1歳児の指導計画は月齢ごとの年齢区分にて子どもの姿を捉え、発達過程を見通して作成しています。季節の変化が感じられるように身近な自然を生活や遊びに取り入れたり、快適に過ごせる方法を知らせたりするなど内容に組み込んでいます。職員は環境構成について、園内研修を継続的に実施し、子どもが遊び込める環境となっているかを振り返り、環境構成についての学びを深めています。クラスの環境はクラス会議にて話し合い、施設長や主任が助言をしながら決めていきます。指導計画について自己評価項目を設け、期ごとに振り返りを行っています。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊ぶように工夫されている。</li> <li>■ 好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。</li> <li>■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園生活の中で自分を受容してくれる存在が保護者以外に在ることを知ることから始められるよう、担当制を取り入れています。なるべく同じ職員が着替えやおむつ替え、食事の介助など生活面や遊びの関わりを持つことで、子どもが安心感と信頼感を感じられるように保育しています。また、肯定的な言葉がけや、子どものそばに寄って話しかけるなど言葉がけの際の注意すること、着替えの手順やトイレトレーニングの誘い方など子どもに伝える手順などを職員間で統一しています。クラスの環境についてはクラス会議で話し合い、発達に応じたおもちゃを用意しています。0歳児は手押し車、3歳児はままごとのテーブル、2歳児はブロックなどを手作りし、子どもが遊び込める環境を整えています。おもちゃや廃材など子どもが自由に取り出せるように低い棚に並べ、好きな遊びを選び遊び込めるよう、遊びごとにスペースを用意しています。3～5歳児は課業として取り組む活動もありますが、子どもが好きな遊びを選択できる時間も設けています。子どもが作った作品を置いておく場所を設け、子どもが続きの遊びを楽しめるよう配慮しています。今年度は環境をテーマに園内研修を実施しています。子どもの遊んでいる様子をビデオで撮影し、子どもが遊び込めているか、おもちゃの種類や量、室内配置、職員の関わりについて振り返り、より良い働きかけにつなげています。毎日のサークルタイムでは、子ども同士の意見を引き出せるよう、職員は話し合いの種まきとなるような関わりを心がけ、子どもたちの意見を取り入れ遊びが発展するよう働きかけをしています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>地域の方の協力により、笹竹の成長を観察したり米の栽培について指導してもらうなど自然に接する機会があります。また、さつま芋の苗を植え収穫を経験したり、七夕の行事で成長した竹を使用したり、園内でも米を育てたりして子どもが自然に関わり、行事や遊びの中に自然を取り入れています。週に1、2回程度散歩に出かけています。散歩先は主に3箇所あり、目的に合わせて行き先を決定しています。隣接する高齢者施設とは、手遊びやゲームを一緒に行うなど交流の機会があります。また、合同の避難訓練や不審者訓練も実施しています。近隣の自動車販売店や最寄駅の駅員との交流もあります。駅員には駅構内を案内してもらったり、駅長室を見せてもらったり、駅のアナウンスの体験をさせてもらったりして子どもがさまざまな仕事への興味関心を持つきっかけとなっています。七夕集会や節分集会、十五夜など季節の行事を取り入れています。十五夜では栄養士が紙芝居や絵本を読むなど工夫して行事の由来について伝えています。発表会や親子レク(運動会)、秋まつりなどの行事を実施しています。各学年テーマを掲げて保育を進めています。5歳児は「海の生き物」というテーマを掲げ、海の生き物はどんなものがいるか、どこにいるかなどを話し合い、子どもたちの意見により水族館を自分たちで製作し、秋まつりで年下の子どもを水族館に招待しています。職員はテーマについて子どもの意見を引き出し、遊びが発展していくよう働きかけをしています。</p>		

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>月に1回縦割りDayといって3～5歳児で異年齢のグループを作り、一緒に製作活動をしたり遊ぶ機会を作っています。異年齢のグループは卒園するまでなるべく同じメンバーにしているため、子ども同士の関係が深まり、年上の子が年下の子に優しく接したり、年下の子が年上の子に憧れの気持ちを持つなどの姿につながっています。けんかやトラブルが発生した際には、子どもの発達や特性に配慮して子どもの気持ちを受け止められるよう対応し、年齢によっては自分たちで解決できるよう職員は関わっています。噛みつきなどのトラブルについては、子どもの発達の過程で見られる姿であることを、入園説明会で保護者に説明しています。噛みつきが起きた際は、職員は子どもの行動の前後をよく確認し、子どもの気持ちを代弁するよう関わっています。声の大きさや触ってはいけない物、入ってはいけない場所について、子どもが見て気づけるようにイラストを掲示し可視化しています。4、5歳児は当番活動に取り組んでおり、野菜の水やりや人数報告など行っています。発表会の合奏では、子どもたち自らがオーケストラのパートを決めるなど、子どもたちが主体的に友達と協力して活動する機会を大切にしています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■ 障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮を必要とする子どもの保育は、発達に応じて加配職員を配置し、丁寧に対応できるよう体制を整えています。月間個人計画を作成し、発達の様子は経過記録に記録しています。担当職員は発達や障害児教育についての研修を受講しています。特別な配慮が必要な子どもについて指導方法や関わり方、保護者との接し方、みんなと一緒に過ごすための方法や考え方について園内で研修を実施しています。また、職員会議の中でケース会議を実施し、子どもの理解を図り、すべての職員が関わることができるよう配慮しています。市の巡回相談などから助言を受け、好きなスペースで落ち着けるような空間を作ったり、リュックを背負って体幹トレーニングをするなど、工夫しています。保護者との送迎時の対話の時間を大切にしており、その日の出来事で子どもができたことだけでなく、できなかったことなどについても伝え、子どもへの関わりについて保護者と一緒に考えていけるよう配慮しています。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■ 担当職員の研修が行われている。</li> <li>■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>朝7時30分から8時30分、夕方17時30分以降は異年齢合同で保育しています。登園した際、園児の様子や保護者からの伝達事項は健康観察表に記録し、職員間で引き継ぎを行っています。また、日中の子ども様子も健康観察表に記録し、保護者に伝達しています。日中のけがなど状況の説明が必要な場合は可能な限り担任が直接伝えられるように配慮しています。時間外の保育は正規職員でシフトを組んで対応しています。今年度は園内研修に力を入れ、全職員で子どもが遊び込める環境について学んでいます。長時間園で過ごす子どもが飽きずに過ごせるよう、午前と午後でおもちゃを入れ替えるなど工夫しています。異年齢で過ごす時間には、年下の子どもの危険がないよう、小さいおもちゃは片付けるなど配慮しています。夕方は疲れが出てくる子もいるため、クッションやマットなどを用意したり、触れ合い遊びをするなど環境や遊びに配慮しています。少人数になった時には、普段使えないパズルや塗り絵を用意するなど子どもが楽しく過ごせるように環境を整えています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■ 就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>一人ひとりの保護者とは、送迎時の対話や連絡帳アプリにて、子どもの家庭での様子など日常的な情報交換を行っています。また年に2回、保育参観や懇談会、個人面談を実施しています。ほとんどの保護者が面談を希望し実施しており、面談の内容は面談記録に記録しています。面談を実施する際は、事前に担任と施設長で内容を共有し、職員二人で対応できるよう体制を整えています。施設長や主任は日常的に事務所より登降園の親子の様子を見守り、保護者の様子を見て言葉をかけるよう心がけ、相談には適宜応じています。相談の内容は個別相談記録に記録し、必要に応じて職員会議で内容を共有しています。就学に向けての取組みについては個別面談にて保護者に資料を用いて説明しています。就学に向けてアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの内容について小学校の職員と話し合ったり、引き継ぎの機会を設け、要録は送付しています。5歳児は小学校から送付されるDVDにて、学校生活の流れについて知る機会があります。夏休みや冬休みに小学校高学年の児童を職場体験に招待する取組みを実施しています。職場体験の際は、5歳児の質問に小学生が答えてくれる機会があり、学校生活について直接教えてもらっています。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>看護師が中心となり子どもの健康に関する保健計画を作成し、子どもに対して手洗い指導や咳エチケット指導、うがい指導などを実施しています。また、職員に対して心肺蘇生法やアナフィラキシー症状に対する補助治療剤の使用方法などの園内研修を実施しています。毎月身体測定、年2回内科健診、年1回歯科検診を実施しています。子どもの健康に関する情報は、健康状態記録に記録しています。登園時や日中の様子は保護者からの情報や視診にて子どもの状態を確認し、健康観察記録に記録し、職員間で申し送りを行っています。乳幼児突然死症候群について、入園前説明会にて保護者に説明しうつぶせ寝防止について周知しています。午睡中は子どものそばにつき、体位や顔色、呼吸や体温について実際に触れて確認しながら、午睡チェックを行っています。傷やあざだけでなく心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合は、施設長や看護師に報告し、経過を観察し記録しています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中に発熱などの体調の変化が見られた場合は、看護師に報告し子どもの様子に応じて保護者に連絡をしています。玄関には子どもの体調の変化に気を付けるポイントについて掲示し、保護者に知らせています。発熱の判断基準は37度5分としています。子どもの普段の様子を把握し、一人ひとりの様子に合わせて処置することを大切にしています。首から上部のけがについては必ず保護者に連絡のうえ、受診しています。感染症が発症した際は、発症クラスと人数、登園基準を掲示し、保護者に知らせています。おもちゃやドア、ロッカーなどを午睡中に消毒し感染症流行の予防に努めています。看護師は0歳児クラスまたは保健室に常勤しており、救急用品などは保健室の子どもの手の届かない棚に常備しています。職員が適切な処置ができるように看護師が主導となり、心肺蘇生法や気道遺物の除去方法、アナフィラキシー症状に対する補助治療剤の使用法の研修を実施しています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>栄養士、調理師、施設長、保育士にて話し合い、食育計画を作成し、ねらいや予定行事食、食育活動の目的と内容、種まきや収穫の時期やクッキングの実施にて明記しています。計画に対して毎月振り返りを行い、評価反省欄に記録しています。地域の人にたけのこを見せてもらい観察し、皮剥きを経験し、たけのこご飯を食べたり、さつま芋の苗植えや収穫を体験し、クッキングでスイートポテトを作るなど、さまざまな食育活動実施し食材に触れる機会があります。5歳児の当番活動として、毎日栄養士とともに次の日の献立に使われる食材の食品群や産地について調べています。食事の様子を栄養士が巡回し喫食状況を確認するなど、日頃から子どもと給食職員が関わる機会があります。食物アレルギーのある子どもの食事については、かかりつけ医の指示のもと、保護者と施設長、栄養士、調理師、担任にて面接し除去食を提供しています。除去食を提供する際はトレーの色を変え、名前の食札をつけるなど給食、アレルギーマニュアルに定めた除去食の提供手順に沿って対応しています。4、5歳児は子どもが自分で食べられる量を加減して配膳できるよう、バイキング形式を取り入れており、この取り組みにより残食も減り、偏食気味だった子どもが雰囲気から喜んで食べるようになるなど、良い変化につながっています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>各クラスには加湿機能付き空気清浄機を設置しています。毎朝、早番の職員が各クラスの窓を開けて換気を行い、空調調節を行っています。日中は湿度や温度を定期的にチェックしながら空調を調節しています。午睡時の部屋の採光は、子どもの表情が確認できるように調整しています。看護師が中心となり、子どもに手洗い指導を実施しています。また、手洗い場に手洗いの手順を掲示し、子どもが確認しながら手洗いでできるように環境を整えています。各クラスの清掃やドア、手すりやロッカー、おもちゃなどの消毒は各クラス担任が行っています。共同の場所は施設長や主任、フリーの職員が清掃、消毒を行っています。布製品は週末に洗濯しています。職員の中で園庭整備係を設け、室外の整備を行い環境を整えています。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■ 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事故防止のマニュアルは今年5月に「保育園安全管理マニュアル」として大幅に更新しました。更新したマニュアルが火災、事故・ケガ、不審者、虐待、水遊び・プール、散歩、置き去り、見失い、盗難、盗撮などを網羅したマニュアルになっており、職員にも周知しました。このマニュアルや事故などの統計に基づき園内で発生しやすい事故やけがに対して、職員間で話し合いながら事故防止に努めています。保育園向けの民間の事故防止専門プログラムに基づく危険予知トレーニング研修を園内研修で行い、受講修了証を取得した職員が中心となり、危機管理委員会でヒヤリハットの事例を検討し、職員間で事故防止に関する共通理解を進め、対応を統一するなど安全意識を高めています。園内で発生した事故に関しても、事故記録簿(ケガ用、ケガ以外用)に記録し、怪我報告、ヒヤリハット報告などに記載された問題点や再発防止策を話し合い、再発防止に努めています。週に一度各クラスの環境やおもちゃなどの安全チェックリストを基に、安全点検を実施しています。不審者に対しては保育園安全管理マニュアルや不審者訓練・防犯マニュアルに基づき、不審者対応をするほか、隣接する高齢者施設と一緒に、警察の協力も得て不審者対応訓練を実施しています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■ 定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園では地震、火災、水害、感染症に関する「業務継続計画」(BCP)を作成し、災害などに備えています。BCPでは、児童、保護者、職員の安全確保や事業継続を目的とし、いざという時の緊急体制の確立や任務分担、職員の安否確認と対応人員の確保、避難、日常の教育訓練、発生直後からの事業継続の内容を明記しています。毎月1回、さまざまな災害を想定した避難訓練を実施し、引き取り訓練も年1回行っています。隣接する高齢者施設と連携し、合同の避難訓練も行っています。消防署の指導のもと、通報訓練も実施しています。園周辺には川が2箇所あるため、園は3mから5mまでの浸水想定区域と把握しています。避難先である小学校まで実際に避難すると時間がかかるなど、訓練の際に挙げられた問題点の改善を行い、新たに近隣の高台を避難場所に設定するなど対策を行っています。安否確認方法には、連絡用アプリ、メールなどで安否確認を行う仕組みができています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>運営委員会や園見学者の声などから地域の子育てニーズを把握しています。把握したニーズに基づき、地域の子育て支援の園の取り組み、毎月1回、親子6組限定で「すくすくひろばげんきっこクラブ」を年間計画として具体化し、この計画を園の外に向けて掲示しています。ベビーマッサージ、ベビーダンス、リズム遊び、楽器を作って遊ぼうなどの取り組みを行っています。園の見学者や「すくすくひろばげんきっこクラブ」では育児相談も行い、寝つきや夜泣き、離乳食などのアドバイスをしています。園では、わらべうた遊び、敬老会、ハロウィンなど世代間年間計画に基づき、近隣の高齢者施設と、0歳児から5歳児までの園児が交流しています。園に来た見学者に向け、玄関に市の子ども発達支援センターの子育てや就学の相談窓口、休日保育、発達に関する講演会などのチラシやポスターを掲示しています。ホームページでは「すくすくひろばげんきっこクラブ」の年間計画など子育てに関する情報を発信しています。</p>		